

指定居宅介護支援事業者への第1号介護予防支援事業の一部の包括的な委託について

1 介護予防支援と介護予防ケアマネジメントの実施者について

介護予防支援については、これまで、地域包括支援センターが実施することとされていましたが、2024年の改正介護保険法により、市町村から介護予防支援事業者の指定を受けた居宅介護支援事業所（指定介護予防支援事業者）も実施することが可能となりました。

一方で、第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）については、これまでどおり地域包括支援センターが実施することとされています。

なお、本市では、地域包括支援センターが実施する場合は、いずれも居宅介護支援事業者への委託により実施しています。

ケアマネジメントの名称	介護予防 ケアマネジメント	介護予防支援	
サービス内容	総合事業のみを 利用したプラン (通所介護・訪問介護)	予防給付も利用するプラン (福祉用具貸与、訪問看護、通所リハ等)	
担当者	地域包括支援センター ↓ (委託) 居宅介護支援事業所	地域包括支援センター ↓ (委託) 居宅介護支援事業所	【新】 介護予防支援の指定 を受けた 居宅介護支援事業所

2 制度改正により想定されること

指定介護予防支援事業所が担当する介護予防支援の対象者が、予防給付（福祉用具貸与等）の利用をやめ、総合事業（通所介護、訪問介護）のみを利用するプランに変更となった場合、介護予防支援から介護予防ケアマネジメントへ移行します。

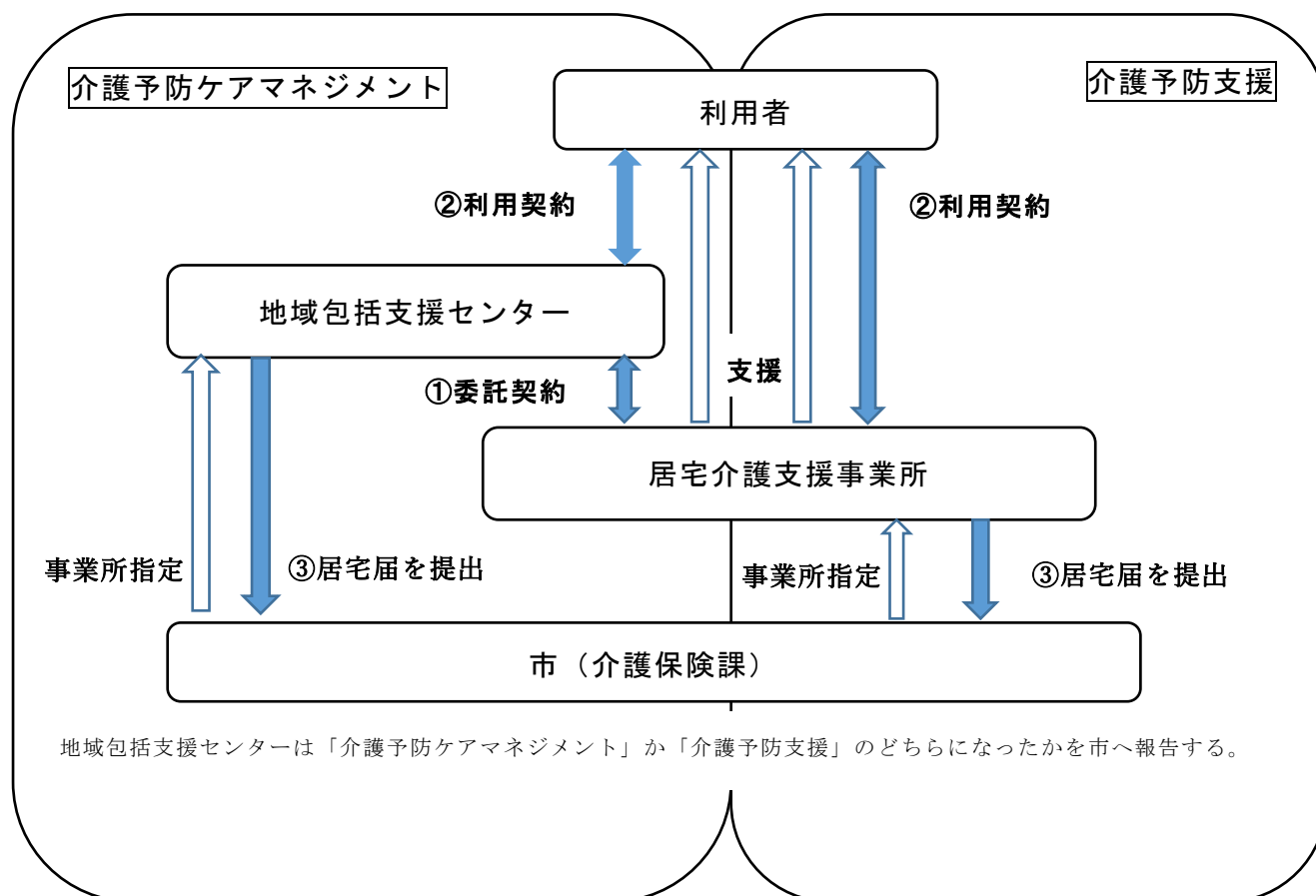
これにより、担当者が居宅介護支援事業所から地域包括支援センターへ変更する必要があります。

この場合、担当者の変更のたびに、利用者との契約および居宅届の変更を行う必要が生じ、利用者の負担が増え、サービス利用に支障が出る可能性が考えられることから、次のように対応することとします。

3 包括的な委託の実施について

介護予防ケアマネジメントについて、地域包括支援センターと介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所とが、あらかじめ包括的な委託契約を締結します。(①)

また、利用者との契約について、介護予防ケアマネジメントは地域包括支援センターと、介護予防支援は指定介護予防支援事業所とそれぞれ契約を行う(②)とともに、市へ提出する居宅届についても、両者が市に提出(③)することで、利用サービスを変更した場合でも、利用者が切れ目なくスムーズにサービス利用できるようにします。



4 参考

厚生労働省からの事務連絡（令和6年4月26日付け）

「指定居宅介護支援事業者が市長村長からの指定を受けて介護予防支援を実施する場合の留意事項について」